

日中戦争期にいたる朝鮮銀行と横浜正金銀行

菊 池 道 男

〈目 次〉 序——問題の所在

第Ⅰ章 朝鮮銀行の満州撤退

第Ⅱ章 朝鮮銀行の華北進出

第Ⅲ章 華北・円系通貨工作における朝鮮銀行と
横浜正金銀行

1 軍用通貨と朝鮮銀行

2 円系通貨工作における朝鮮銀行と
横浜正金銀行

結 語

序——問題の所在

日中戦争期にいたる時期の、いわゆる植民地金融にあたったのは、満州。華北においては朝鮮銀行（以下、朝銀と略す）と横浜正金銀行（以下、正金と略す）にほかならなかった。

朝銀は、この役割を満州事変期の満州。華北金融において正金と対立関係のもとに、また日中戦争期の華北金融においては中国連合準備銀行（以下、中連銀と略す）を媒介として正金と対立。協調関係のもとに、それぞれ円系通貨（圓）工作などの業務を遂行することとなったが、この間の正金の活動については、^(注)すでに別稿において考察した。

そこで、ここでは朝銀側を取り上げ、満州事変の勃発から日中戦争にいたる30年代の大陸。植民地金融政策の経済過程を、朝銀側の政治的。軍事的人脈との関連に留意しつつ、考察することとする。このことが本稿の課題である。

[注]

拙稿「世界経済の分裂と横浜正金銀行」（中央学院大学総合科学研究所『現代の諸問題とその分析II』研究年報第2号、1989年9月）、「日本の大陸膨脹と横浜正金銀行」（中央学院大学総合科学研究所『紀要』第7巻第2号、1990年3月）、「日中戦争期の横浜正金銀行」（同上第8巻第2号、1991年3月）。

第Ⅰ章 朝鮮銀行の満州撤退

1930年代の世界経済のブロック的解体のなかで、日本は列国各国に先駆け、満州への武力侵攻と「満州國」創建をもって日滿ブロックの形成に向ったが、しかしこほどなく行詰りを迎えることとなり、日本は新たに華北への武力侵攻と日滿華ブロックの形成。拡大を押し進めることになった。しかし同時に、この間他方では英米の支援を受けた中国の政治的。経済的統一と民族解放運動が進展し、なおソヴィエトの極東軍備も強化されるという情勢がすすんだ。かくし

て日本は、あらためて対中国政策の見直しを迫られざるをえないこととなつたのである。では、この間の朝銀の果した役割は、いかなるものだったであろうか。

満州事変勃発後の31年12月16日、関東軍（板垣征四郎・高級参謀、石原莞爾・作戦主任参謀、——当時、犬養毅内閣、荒木貞夫陸軍大臣）は統治部を設置（部長・駒井徳三）し、つづいて翌32年1月「貨幣及金融諮問委員会」（議長、統治部次長・武部治右衛門、出席者、満鉄・首藤正寿、南郷龍音、安盛松之助、朝銀・色部貢など）を開催し、満州の中央銀行設立および通貨制度を中心とした満州通貨金融改革について論議をすすめることとしたが、ここでは主に本位制度について論争が⁽¹⁾展開されることとなった。この論争は、結局関東軍（板垣・石原両参謀）の最終判断により銀為替管理通貨制を採用することで決着し、これによって正金・鈔票が流通停止となり、他方朝銀にとっては金票が流通容認され、これまでどおり営業できることとなったが、これはあくまでも暫定措置ということであり、いずれ「満州国」の金本位制の採用と同時に金票流通・国庫事務の停止措置が⁽²⁾とられるだろう、という不安と不満を残すものであった。

32（民国21、大同元）年2月5日、関東軍は「貨幣及金融制度方針案」を決定し、同2月11日貨幣法、中央銀行法などの関係法規を決定し、これに基づき同6月15日満州中央銀行（満中銀）の設立を決定した。また満中銀設立にあたって関東軍は、日本の財閥（三井・三菱）の貸付、旧張学良の資産などの資金をもってこれにあてることとしたが、しかし日本の財閥の貸付けについては、この間の相互間の経緯により、「満州国」から関東軍、陸軍省を経由して、陸軍省より財閥（三井・三菱）に依頼するという過程を経て、結局は32年5月6日、朝銀がこの財閥資金2000万円（三井合名1000万円、三菱1000万円）を取扱い、自行をとおして「満州国」に貸与されることとなった。もちろんこうした回り道工作は、「満州国」・関東軍（板垣・石原・花谷参謀等）が日本財閥の満州進出（投資）を徹底して拒否したこと反映したものにほかならなかった。⁽³⁾ いずれにせよ翌7月1日の満中銀の開業と同時に、新貨幣による統一がひとまずすむこととなったが、「満州国」ではこれに加えて財政の確立、鉄道、電気通信などの経済の基礎機構の整備が促進されることとなった。しかし32年8月8日、満州における

る日本側の統治機構の変化があったとはいえ、その間の世界恐慌下の大豆の需要減退。価格崩壊による満州大豆の市場縮小。価格下落、さらにアメリカの銀政策（銀価格吊上げ政策）などの影響のもとに一般物価の高騰、農産物価格の急落、中国為替市場の高騰が生じ、これが貿易構造の変化、満州国幣の騰貴を導き、満州経済は再び混乱に陥ることとなった。このため「満州国」政府は、ここに国幣価値の安定対策を急務とされるにいたったのである。

かくて「満州国」政府は、日本の「満州国幣の日本円リンク（等価）方針」（35年10月8日、高橋大蔵大臣）の発表をうけて、35（康徳2）年11月4日日本政府と同時に、「日満正貨の等価維持に関する声明」を発表し、ここに幣制の日満一体化（円元ペー）、すなわち満銀券の銀との断絶と日本円とのリンクを決定することとなった。しかしこのことは、一方で満州における朝銀券の流通意義を失なわしめることとなった。そこで朝銀はこの政策に反対し、日本政府、「満州国」政府と再々の折衝の末35年12月6日、これを一転させて満中銀との間に業務協定を締結し、「満州国」の幣制統一および為替管理対策への協力をもって日満一体化政策をうけ入れることとした。これによって「満州国」国幣による通貨統一がひとまず推進されることとなり、朝銀はここに「満州国」内での朝銀券発行の停止とともに、その回収を余儀なくされることとなった⁽⁶⁾のである。

さて以上、国幣統一、金銀両系通貨建の廃棄により、「満州国」内および関東州・満鉄付属地内の本邦金融機関が、「満州国」政府の金融行政内に置かれることになり、ここに金融統制の一元化が完成することとなった。これによって鈔票は、日満華間の為替決済通貨としての機能の喪失、銭鈔取引高の衰滅などの結果、36年10月1日以降の発行を禁止（36年9月23日、勅令第335号）され、流通鈔票は対金票ペーをもって回収されることとなった。

ところで産業開発計画をすすめる「満州国」は、開発金融政策に基づき、満中銀を中心とする日満資金ルートの確立を急ぎ、36（康徳3）年12月3日、勅令第172号をもって長期資金供給機関として満州興業銀行を設立させ、翌37年1月1日開業することとした。その結果、朝銀は関東州・満鉄付属地内の金融行政権を「満州国」に返還し、在満州20カ店（錦州、赤峰、承德、新京大同大街、チチハル、ハイラル、牡丹江、団門など）および預金・貸出（第1表）を満州興業銀行

(7) に委譲し、ここで新たに満州の対日為替業務の満州興業銀行経由の独自決済ルートを確保して、36年12月、満州から撤退することとなった。そしてこれ以降、満中銀の朝銀券の回収が急増することとなり、またこれとあわせて36年12月28日、朝銀の日銀代理店業務、国庫業務も日銀と満中銀との間の代理店契約をとおして満中銀に代ることになったのである。⁽⁸⁾

〔注〕

- (1) この場合、朝銀・色部を代表とする金本位論者は、朝銀が朝鮮、満州を一体とする中央銀行に転化することを理想とし、これをもって「日朝満」経済圏一体化、とりわけ通貨面からこれを推進することを主張した。事実、新銀行の設立、金本位制による満州通貨統一が、朝銀の満州撤退という結果が予想される以上、朝銀にとっては金本位制の実施即朝銀券による通貨統一を強く切望するものとなつた、といえる。

他方満鉄・首藤を代表とする銀本位論者は、金本位制が窮屈の目的であるが、現実的観点から一挙にそれを採用することは危険性を多く含むものであり、当面の措置として銀塊本位制を採用し、幣制を統一(関東州において、金票流通の通貨制度を残存させることを一部例外として)することを主張した。

いずれにせよ、こうした論争は、すでに日露戦争後に展開されてきたものであった(拙稿「第一次大戦期植民地金融における朝鮮銀行と横浜正金銀行」中央学院大学総合科学研究所『紀要』第4巻第2号、1987年3月)が、満州事変後、今度は満州國幣をめぐっての再現であった、といえる。

ともあれ、この間大蔵大臣であった高橋是清は、満州の実情をふまえた現実的立場に立って、実際に流通している貨幣と、したがってこれを大連中心あるいは日満貿易重視のいづれの立場に立って論ずるかが問題であるとし、金銀の併用も検討していたようであるが、結局は金本位制導入反対の立場に立っていた。

- (2) 朝銀は、満州においては日本軍の軍事行動に伴って、臨時の業務、軍閥銀行の接收、国庫金取扱業務などの役割を果し、それに加えて対日・欧州の金本位国為替決済の機能(特産大豆三品を大宗とする輸出超過)を果していた。
- (3) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』(東洋経済新報社、昭和62年)465頁、島崎久彌『円の侵略史』(日本経済評論社、1989年)108頁。
- (4) 1932年8月、石原は兵器本廠付となって満州を去ることになった。なおこれを契機に関東軍司令官・武藤信義大将(特命全権大使と関東庁長官兼任)、参謀長・小磯国昭中将、参謀副長・岡村寧次少将などが就任することとなった。

- (5) この協定は、満州において朝銀が必要とする満中銀券資金を朝銀券と等価で引換調達すること、満州の金円資金は原則として朝銀に集中預金すること、満州の対日送金は朝銀を経由すること、などを内容とするものであった(金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論社、昭和35年、412頁、日本銀行調査局編『図録 日本の貨幣第10巻』東洋経済新報社、昭和49年、214頁)。
- (6) 朝鮮銀行史編纂委員会(東京)編『朝鮮銀行略史』(同、1960年) 46頁。
- (7) これによって朝銀、満州銀行、正隆銀行の在「満州国」店舗59店と預金・貸出、行員などが満州興業銀行に引継がれることとなった。また満州興業銀行の役員構成をみてみると、総裁・富田勇太郎(元大蔵省理財局長)、副総裁・松原純一(朝銀副総裁)、筆頭理事・松田義雄(朝銀理事)がそれぞれ就任した(朝銀史研究会編、前掲書、497、499頁)。
- (8) 朝銀史研究会編、上掲書、489、502、585頁、満州中央銀行史研究会編『満州中央銀行史』(東洋経済新報社、昭和63年) 136、147頁。

第1表 銀行別預金貸出残高

—1936年末現在—

(単位 千円)

銀行名	預金	貸出
満州中央銀行	225,582	197,359
満州側普通銀行	13,042	36,586
日本側銀行	444,249	368,012
朝鮮銀行	268,900	131,600
正隆銀行	39,700	61,800
其の他の普銀	5,227	10,017
中國側銀行	25,919	23,540
欧米側銀行	12,400	24,400

(注) (1)金融制度研究会『中国の金融制度』
(日本評論社、昭和35年) 414頁。

(2)原資料は、満銀『最近の満州経済事情』

第II章 朝鮮銀行の華北進出

33年2月の熱河作戦以降、華北に対する日本軍の武力侵攻。分離工作が進展

することとなつたが、朝銀はこの間華北進出を画策し、軍部の侵攻に沿つて朝銀券の流通拡大、対日・欧米為替業務などの通貨・金融工作を展開することとなつた。

すなわち33年3月国際連盟を脱退した日本は、同年5月に熱河作戦にともなう「タンクー停戦協定」を締結し、对中国和協外交に転じたが、35年6月にいたって支那駐屯軍が「梅津・何応欽協定」（梅津美治郎・支那駐屯軍司令官、何応欽・北平軍事分会主任）を、つづいて関東軍が「土肥原・秦徳純協定」（土肥原賢二・奉天特務機関長、秦徳純・チャハル代理主席）をそれぞれ締結し、これによつて河北・チャハル省からの国民党勢力の撤退をみることとなつた。こうした華北武力侵攻・分離工作は、ソヴィエトの5カ年計画（第1次、28年10月～33年9月、第2次、33年10月～38年9月）の進展および第7回コムンテルン大会（35年7月8日）を背景とする極東・対日軍備の強化とこの間の国境（ソ・満）紛争の発生、他方中国におけるいわゆる8・1宣言（35年8月1日）、35年11月国民政府（蒋介石）の幣制改革、そして翌36年の2月中国共産党の山西省への出撃（同月26日、日本で二・二六事件）、5月米中銀協定の締結、さらに12月西安事件につづく抗日民族解放統一戦線の結成など、東北・アジア情勢の急速な変化を背景としていた。これによつて日本は、対ソ・中の二正面、さらには中国の国民党の支援勢力英米に対峙するという環境を醸成させ、以前にもまして危機感をつのらせるとともに、華北分離工作の再検討を迫られることとなつた。

こうしたなかで、日本の出先陸軍は、35（民国24）年9月24日「北支自治声明」（多田駿・北支駐屯軍司令官）につづいて11月25日「冀東防共自治委員会」（冀東政府、殷汝耕）、12月11日「冀察政務委員会」（宗哲元）をそれぞれ樹立させ、緩衝地帯を組織し、中・ソ二正面対策と資源開発をいそぐこととした。それに加えて西安事件後、華北一帯において日本軍の武力膨脹に対する抗日民族解放運動が高揚するにいたつたことに対し、36年4月17日広田弘毅内閣（寺内寿一陸軍大臣）は、いち早く「第1次北支処理要綱」（36年1月13日）をうけた支那駐屯軍の兵力増強を閣議決定した。これは華北地域の自治機能強化（財政・経済・金融・軍事その他）をはかることを目的とした兵力増強（3倍、約3000名）とされたが、いずれにせよ、北支駐屯軍司令官を関東軍司令官と同格とし、当面する華北工

作についてはこれを北支駐屯軍の管轄下に、他方関東軍の権限を内蒙古に限定するという、日本出先陸軍の任務と配置をここに明確化するものにはかならなかつた。⁽¹⁾ またこれにつづいて36年8月11日、広田内閣は「対支実行策」「第2次北支処理要綱」を決定し、華北を防共・親日満の特殊地帯化すると同時に国防資源を開発し、この資源の安定確保をもって対中。ソニ正面に対峙することとした。もっとも翌年6月4日成立した近衛文麿内閣（板垣征四郎陸軍大臣）は、「第3次北支処理要綱（北支指導策）」（同年7月4日）を決定し、華北政策の転換、華北分離工作の否定、日中経済提携などを言及するにいたつたが、現地の実情や中国側には当然これをうけ入れる余地はなく、いすれにせよ從来どおり日満華プロックの形成は促進されることとなつたのである。

ところで、この間朝銀は、満州からの朝銀券の回収（35年12月、満中銀との業務協定締結）の開始と同時に、満州で失った営業基盤（銀行券発行、対金為替取引、預金・貸出などの業務）を華北に求め、これを陸軍との密接な関係のなかですめることとし、積極的な画策を展開することとなつた。これより先、陸軍においても「北支新政権ニ伴フ経済開発指導案」（35年7月、支那駐屯軍）を作成し、満州国幣の使用、河北省銀行の接收など華北貨幣・金融政策の検討に着手していたが、⁽²⁾ 35年11月4日、国民政府の幣制改革の断行を背景として華北金融の分離・独立工作が急務となつた。こうした情勢のなかで支那駐屯軍は、翌12月「華北自主幣制施行計画綱領案」（つづいて翌年2月、同第二次案）を作成し、自主幣制（まず察南をかわきりとして華北全体を統一）方針を打出し、これに基づいて法幣の排撃と同時に日本側の北支通貨・金融対策を促進することとした。また他方で関東軍は、兵力を山海閣に増強配備するとともに、奉天特務機関長（土肥原賢二少将）を北京に送り込んで、自治政権樹立工作と通貨・金融工作を急がせることとした。⁽³⁾

しかしこうしたなかで、36年2月26日、いわゆる二・二六事件で高橋大蔵大臣が凶弾にたおれ、これを契機として朝銀券の日銀統一構想も具体化することなく終り、この異変を好機とみた朝銀は、陸軍と歩調をあわせるがごとく華北進出を積極的に工作することとした。まず朝銀は、36年6月「北支通貨金融工作ニ関スル意見書」「朝銀券問題ニ関スル意見書」（「東亜銀行（仮称）設立綱要」）

などをまとめあげ、「日満華金円ブロック」を設立するためには、朝銀券を利用し、この流通拡大をはかることが特策であるとし、これを強く主張した。これにしたがって軍事力の膨張につれて華北における朝銀券の流通が漸増することとなり、そのほかに対日・欧米為替取引、預金・貸出などの業務拡大がはかられることとなった。⁽⁶⁾

さらにまた朝銀は、36年8月、冀東銀行の設立にあたっては、満中銀とともに政府資金を融通し、準備正貨の朝銀預託、職員派遣などを協力・支援し、その親銀行としての役割を果すこととなり、ここに朝銀・天津支店を窓口として冀東銀行北平支店を経て、無制限に朝銀券との等価兌換に、また為替決済については必要に応じて商業手形の割引に、それぞれ応ずることとしたのである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

[注]

- (1) 日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第三巻 日中戦争<上>』(朝日新聞社、昭和37年) 183-185頁。なお1932年8月石原參謀が満州を去り、つづいて翌33年2月13日、板垣參謀は瀧東作戦のため天津行を命ぜられることとなった。いわゆる天津特務機関の誕生であった。また35年8月、石原が參謀本部第二課長に就任し、軍中央部において新たに戦争計画の立案にあたることとなり、その場合、この間の世界、(東北) アジア情勢を分析し、对中国政策の修正・検討をはじめていた(大江志乃夫『日本の參謀本部』中公新書、昭和60年、164頁)。
- (2) 今井清一・野沢豊「軍部の制覇と日中戦争」(岩波講座『日本歴史 第20巻 現代〔3〕』岩波書店、1963年) 292-293頁。
- (3) 高橋大蔵大臣は、朝銀券がこれまで大陸侵攻(青島攻略、シベリア出兵、満州事変、熱河作戦)の尖兵(軍用・作戦通貨)となってきたことを懸念し、この間の「朝鮮銀行法改正案」(35年2月22日、大蔵省)、および朝銀、台灣銀行の兌換券発行を日銀に統一する方針に基づき、朝銀券の回収にあたることとしたが、あまり進展がみられなかった。こうした情況にあった35年10月、陸軍の公然たる華北分離・独立工作が開始され、この回収問題の懸念を倍増させることとなり、このため高橋大蔵大臣は、この華北進出阻止を強く望み、軍部予算の抑制、朝銀券の軍用・作戦通貨としての使用阻止などの検討をすすめていたが、国民政府の幣制改革の断行による情勢の変化のなかで、この朝銀券回収(日銀券への統一)問題は一頓座することとなった(朝銀史研究会編、前掲書、453、456頁)。
- (4) 国民政府の幣制改革に際して、高橋大蔵大臣は、イギリス政府財政顧問のF. リ

ース。ロスの日英の提携による対支支援策に賛意を示していたようであるが、軍部・外務省（広田弘毅大臣）はこれに強く反対した。とくに軍部（上海駐在の陸軍武官・磯谷康介が現地の日本人実業家の要請にこたえるなど）は、幣制改革に反対し、その断行後にいたっては、中国側の華北現銀の中央移送に対して実力をもって阻止する方針を打出し、事実35年11月7日、冀東政務委員会の北京各銀行の手持銀の移送禁止が実現（河北省主席・商震、宋哲元、天津市長・程克、山東省主席・韓復榘等の協力による）することとなった（日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編、前掲書、143頁）。

- (5) 朝銀史研究会編、前掲書、507-508頁。多田井喜生編『統・現代資料 11 占領地通貨工作』（みすず書房、1983年）XVIII、XIX頁。
- (6) 朝銀史研究会編、上掲書、450頁。
- (7) この場合、北支駐屯軍（毛軍・経済顧問）の強い要望により、朝銀は、武藤武顧門および三島恒彦補佐を派遣することとした（なお、満中銀は永井利夫顧問を派遣）。
- (8) 朝鮮銀行史編纂委員会（東京）編、前掲書、357頁。日銀調査局編、前掲書、218-219頁。なお、冀東銀行は、37年7月29日の通州事件で業務を停止し、その後中連銀が設立されると通貨発行権を喪失し、結局普通銀行として営業を続けることとなった。

第III章 華北・円系通貨工作における朝鮮銀行と横浜正金銀行

1 軍用通貨と朝鮮銀行

世界経済のブロック的解体と対立の激化は、第二次世界大戦に帰結するにいたったが、アジアにおいては日本の華北武力侵攻がついに日中全面戦争へと発展し、泥沼化すると同時に、これを媒介として日本とソヴィエト、英・米・蘭との関係は悪化の一途をたどり、ついに太平洋戦争の勃発へいたることになった。

すなわち、蘆溝橋の日中両軍の激突は、日中戦争として華北一帯につづいて中国大陆全土に拡大し、日本（近衛文麿内閣、板垣陸軍大臣）の和・戦工作的試みも中国の抗日統一戦線の発展のなかで功を奏せず、38年1月、近衛内閣の「国

民政府ヲ相手トセズ」声明後、戦争はついに長期持久・消耗戦の様相を呈することとなった。このような情勢のなかで日本陸軍参謀本部は、武漢制圧作戦をもってこの戦争を決着させ、対ソ戦準備に重点を転換することを計画していたが、こうした狙いとは裏腹に38年6月張鼓峰での日ソ両軍の衝突、翌39年5月のノモンハン紛争にそれぞれ惨敗すると同時に、他方では華中・華南において権益を有する英米との対立を激化させることになった。この劣勢の挽回をはかるため日本（米内光政内閣、畠俊六陸軍大臣）は、40年3月中華民国国民政府（南京・汪兆銘）の樹立にひとまず成功したものの、ソヴィエトの対中援助、英・米・仏の援蔣軍事援助、中国軍（中国共産党・八路軍）の対日・百団大戦の展開などのつづくなかで一段と苦境に陥ることになった。そこでさらに日本（第2次近衛内閣、東条英機陸軍大臣）は、40年9月23日中国国境を越える北部仏印進駐、同月27日日独伊三国同盟の締結を果し、日中全面戦争をさらに南方へ拡大するにいたったが、しかしこの南進政策は、日中戦争を未解決のまま、対英・米との太平洋戦争を不可避免とするコースにほかならなかつた。

ともあれ、日本の華北武力侵攻が日中全面戦争となって中国全土に拡大し、これにともなう軍事費用を日系通貨をもって調達することとした日本は、華北においては朝銀券を軍用・作戦通貨に採用したが、十分な成果が得られず、結局失敗に終らざるをえないこととなつた。

盧溝橋事件の勃発を契機に日本は、不拡大方針（早期解決）に基づき、臨時軍事費特別会計を設置し、軍隊の北支派遣を決定すると同時に、臨時軍事費の追加予算を決定した。さらに現地軍事支弁通貨の決定を急ぐこととし、これを陸軍省と協議のすえ、37（民国26）年7月26日、華北においては1917年以来の治外法権を利用して、熱河作戦（33年2月）以降支那駐屯軍も軍用・作戦通貨としている通貨、朝銀券をここで軍用・作戦通貨として採用することを決定し、「軍費支払のための北支において使用すべき通貨に関する件」をとりまとめた。⁽¹⁾ この場合、戦争が長期にわたった場合には、さらに軍票またはその他の日系通貨の使用をも考慮するものとなつてゐた。⁽²⁾

朝銀券の軍用・作戦通貨導入にあたっては、朝銀は現地支店長等が陸軍特務機関、海軍特務部、領事館に朝銀券の軍用通貨採用を強力に働きかけるなど、

かなり政治的工作を展開したようであるが、ともあれ、現地陸軍の威力と出動部隊の増加にともなって華北占領地の朝銀券携行量は一層増加し、占領地での日用品の購入（現地調弁主義）、法幣攻撃や対日決済などに使用され、その流通高（第2表）は急増した。このため、朝銀行員が軍隊に随行して現金の支出・預金業務にあたる一方、他方で華北における店舗の拡充、とりわけ華北の主要都市の朝銀店舗網の増強（従来、天津支店、北平支店、青島支店、天津旭街出張所、上海支店の5店であったが、37年7月末以降、太原、石家莊、新德、濟南、運城などに出張所、派出所、派遣員事務所を増設し、12店となつた）がはかられることとなつた。⁽³⁾

しかしながら、朝銀券は中国人の使用になじまず、また外貨転換性も保有していない（外国租界においても強制通用力がなく法幣に依存）など、流通性に大きな問題があり、さらにその増発は、内外において朝銀券の急速な価値の下落（朝銀券が日銀券と等価関係にあったものの）をもたらすものとなつた。これに加えて37（民国26）年8月14日、国民政府がモラトリアルム令を公布し、中国側銀行の預金の支払制限を実施したため、法幣の市中相場を一段と上昇させ、反対に朝銀券の下落を一層加速させることとなつた。ともあれその結果、朝銀券の下落が華中との裁定取引（上海円）問題を惹起させる一方、日本円相場にも作用することが危惧されることとなり、日本政府は、ここに支那駐屯軍の軍用・作戦通貨についての再検討を迫られざるをえないこととなつたのである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

朝銀券による華北通貨工作の挫折と日中戦争の短期決戦の見通しの消滅（37年8月13日、上海・日中両軍交戦開始）は、相乗して日本政府に根本的な対支通貨・金融対策の必要をせまるものとなつた。そこで政府は、37年9月12日「北支金融対策要綱」を閣議決定し、これをもって朝銀券の発行を停止し、他方河北省銀行を復活させ、この河北省銀行券（河北銀券）によって北支金融の自主性（統制・強化）を回復せしめることとした。さらにこれとあわせて、同年11月「北支応急金融工作実行要綱」（内閣第三委員会）を決定し、河北省銀行の取得した円は、朝銀に預託し、対日為替決済に充当させ、他方で河北銀券を朝銀券と併用し、同銀行券を華北軍用・作戦通貨として利用。育成する方針とした。ところが37年11月1日、国民政府がこの河北銀券の流通を禁止したため、これによる軍費

調達は戦局の拡大のもと（とりわけ奥地）では十分に対応できず（軍用・作戦通貨として用をなさず），ここに河北銀券の利用・育成策は再び挫折することとなり，日本はあらためて新通貨発行機関の設立を急がねばならないこととなったのである。⁽⁷⁾

一方華北・蒙疆地域において，37年11月蒙疆連合委員会を樹立させた関東軍は，満中銀の職員を隨行させ，通貨・金融工作を開始し，翌12月1日，満州型の經濟統制の施行を基礎として蒙疆銀行を設立（察南自治政府の中央銀行である察南銀行を改組）させた。同行は蒙銀券（管理通貨，兌換規定なし——満州國幣と等価交換（＝日本円））を発行し，関東軍はこの蒙銀券をもって軍事資金のすべてを充当することとした。この際朝銀は，この蒙疆銀行との間にコルレス契約を締結し（そのほかに満中銀，正金，住友銀行），國幣・日本円と等価で為替業務にあたることとしたのである。⁽⁸⁾

〔注〕

- (1) 慢溝橋事件の勃発後，陸軍中央部では，対ソ軍備充実を重視して不拡大方針を主張（慎重論——石原作戦部長，河辺虎四郎戦争指導課長，柴山兼四郎軍務課長など）する派と中国の抗戦力を軽視し，これに一撃を加えて華北分離を一挙に実現するため派兵を主張（一撃論——武藤章作戦課長，田中新一軍事課長など）する派の間に対立をみていた。
- (2) 朝銀史編纂委員会（東京）編，前掲書，359-360頁。大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史——臨時軍事費——第四巻』（東洋経済新報社，昭和30年）276-277頁。
- (3) 朝銀史編纂委員会（東京）編，上掲書，53頁。朝銀史研究会編，前掲書，545頁。
- (4) 今村忠男『支那新通貨工作論』（高工行政社，昭和14年）57-61頁。多田井喜生編，前掲書，XXI頁。
- (5) 朝銀史研究会編，上掲書，546頁。島崎久彌，前掲書，168頁。
- (6) 日本銀行調査局編，前掲書，220頁。
- (7) 今村忠男，上掲書，60-62頁。
- (8) 日銀調査局編，上掲書，235頁。桑野仁『戦時通貨工作史論』（法政大学出版局，昭和40年）31頁。

第2表 中國での朝鮮銀行券流通高
(-)回収、単位 千円)

	中匡店発行回収	他地方よりの 携行推定比	期末流通見込高
1937.6	—	—	3,000
12	33,537	7,144	43,681
38.6	20,849	1,082	65,612
12	(-)23,207	601	43,006
39.6	(-)13,431	—	29,575
12	(-)5,802	—	23,773
40.6	(-)10,895	—	12,878
12	(-)7,319	—	5,559
41.6	(-)18,775	—	—
12	(-)19,740	—	—

(注) (1)朝銀史研究会編、前掲書、535頁。

(2)原資料は、「第65期諸計算書」。

2 円系通貨工作における朝鮮銀行と横浜正金銀行

以上のように華北における日本の通貨。金融工作は失敗に終ったため、日本は新たに中連銀行券をもって通貨工作。通貨戦を開戦することとし、朝銀、正金はこれを媒介として軍事資金、華北開発資金、貿易調整資金など調達し、これをもって円系通貨工作の推進にあたることとなった。

すなわち華北占領・独立工作的進展のなかで、日本（近衛内閣、板垣陸軍大臣）は37（民国26）年12月、「中華民国臨時政府」（北京・王克敏）を成立させ、いち早く同政府の華北統治機関（議政・行政・司法など）を樹立し、体制の強化をはかることとした。翌年1月7日、臨時政府は、すでに閣議決定された「華北連合準備銀行（仮称）設立要綱」（37年11月、日本政府＝賀屋照宜・池田成彬大蔵大臣）をうけ、日本政府と中央銀行設立の交渉を重ねた結果、ただちに華北における通貨。金融の中枢機関として「中国連合準備銀行」を設立することを決定し、38年2月11日「中連準備銀行条例」を公布し、中連銀を設立（総裁、前中国銀行満州總經理。汪時環、顧問。前満州國財政部總務司長阪谷希一）。開業（3月10日）

した。この設立にあたっての資本金は、5000万円であったが、これを臨時政府と民間銀行8行（中国・交通・河北省・金城・大陸・塩業・中南・冀東の各銀行）で折半して出資することとなり、この場合、臨時政府の出資分は、日本側銀行団（朝銀・正金・日本興業銀行）と同政府の借款契約に基づき、この借入金をもってこれにあてることとした。⁽¹⁾ 同年3月7日、中連銀はこの資金をベースにして朝銀・正金・満中銀から中国銀貨を購入し、これを朝銀に預託することとしたが、この場合、銀行団借款（900万円）の形をとりつつ、さらに独自に⁽²⁾ 350万円を貸与した朝銀はここに中連銀を実質的に支配することとなったのである。

ともあれ38（民国27）年3月11日、臨時政府は「中連準備銀行の発行する紙幣と為すことに関する政府命令」「旧通貨整理弁法」「金融攪乱取締に関する弁法」などを公布し、いわゆる円元パー（対英相場1シリング2ペニス）を決定し、ここに中連銀行券（連銀券）が発行されることとなった。臨時政府（・日本政府）は、かくて連銀券をもって直ちに、華北の通貨統一、外貨転換性の獲得をめざし、内系通貨工作を展開することとした。すなわち、同年3月14日、中連銀は外貨割当制を採用し、連銀券による法幣回収（駆逐）工作中にあたることとなったが、しかし法幣の信用度に圧倒され、その成果はすこぶる不振であった。この要因として、事実、中連銀は保有銀が少なく、発行準備はおよそ日系通貨（朝銀券・日銀券）および日本側銀行の日本通貨預金に依存し、したがって連銀券も日系通貨の基礎の上に発行されるという、いわば植民地通貨という性格をあわせもつものでしかなかったことがあげられる。ともあれ、こうしたなかで、3月25日北支方面軍司令官（寺内寿一大将）は連銀券の使用命令を出すと同時に、日系通貨の回収（とくに朝銀券）の強化をはかることとした。このため朝銀は、連銀券発行以前には自らの銀行券の発行をもって北支駐屯軍の軍事費を調達できたが、ここで朝銀券の回収が大きな課題となる一方、他方でこの朝銀券回収資金、さらには軍事費にあてるべく連銀券の調達にあたらねばならないこととな⁽⁴⁾った。

こうした問題に加えてインフレが加速し、一層軍費の調達に苦慮した朝銀は、連銀券の円を対価とする無制限供給を行う、いわゆる「預け合制度」（日本側にとって有利、かつ功妙な連銀券発行制度）による資金調達を行うこととし、6月16

日，中連銀との間に「預け合契約」（第1次）を結び，ここにこの連銀券調達のメカニズムをとおして軍事支弁等必要資金の調達がはかられることとなった。またこの契約が，翌月15日正金と中連銀の間にも締結され，主に華北開発資金，貿易調整資金等の調達に利用されることとなった。いずれにしても日本側は，この制度を利用して各々の資金（現地日本側銀行の貸出資金等含めて）を調達（第3表）し，⁽⁵⁾華北軍事・経済対策にあてることとしたのである。これに加えて同年9月13日には，北支方面軍が北支通貨統一政策，帝国金融政策の実行などを含む軍通牒を発し，これにしたがって北支における軍費支払通貨が連銀券に統一されることとなった。そこで朝銀は，軍の占領地内に新たに店舗を設置し，この「預け合制度」を援用した調達連銀券を軍に交付し，軍はこの連銀券を臨時費会計によって決済した。またこの間，中連銀の朝銀に対する預金が凍結され，朝銀はこの資金をもって朝銀券の回収などに振り向けることが可能となった。さらに39年3月30日，朝銀は新たな「預け合制度」（第2次「預け合契約」）をとおして資金調達のメカニズムを強化し，これをもって軍事資金（連銀券）調達のほか朝銀券の価値下落の回避，仕払手形発行（華北占領地，——大蔵省令）などの通貨工作を展開し，ここに円滑な軍事国庫送金（日銀代理店業務）を推進することとなった。もっともこの制度によって中連銀は連銀券の主体性の喪失，通貨調整機能の無力化，中央銀行の機能麻痺などに陥り，いわば本邦銀行に全面的に支配された円。⁽⁶⁾元交換機関と化すことにならざるをえなかった。

ともあれ華北占領地において，増強された北支派遣軍が巨額の軍事費を撒布することとなり，これに対して朝銀は国庫金の出納，貸出業務，預金の吸収にあたり，これが一面では華北のインフレ防止，連銀券の価値維持に貢献することとなった。しかしこの場合，競合関係にあった正金が都市部を中心とする分担であったのに対して，朝銀は，この部面で非常に立遅れ，軍の要請に伴う地方の開発資金の供給を余儀なくされることとなった。このため朝銀は，現地支店網の拡充（方針——・華北経済建設・日朝満貿易促進・撒布資金吸収）をはかることとし，華北の店舗の増強（北京，北京東城，北京西城，天津，天津旭街，天津華街，天津河東，青島，青島奉天路，青島滄口，濟南，濟南西，太原，石門，徐州，保定，運城，帰徳，彰徳，臨汾，陽泉，潞安，榆次，張店，開封，鄭州，邯鄲，淮海

海州，新鄉，洛陽，兗州，德県，連雲，廊城等に支店，出張所，派遣事務所など35店)
 と同時に，貸出・預金の増強（第4表）に力を傾注した。⁽⁷⁾

第3表 中連銀と正金・朝銀との預ケ合勘定（預ケ越残高）
 (単位：百万円，%)

	正 金	朝 銀	計(a)	連銀券(b)	(a/b)
1938年12月	7	128	136	161	84
1939年12月	32	313	346	458	75
1940年12月	26	348	375	715	52
1941年12月	13	743	762	966	79
1942年 6月	6	846	853	948	90
12月	353	1,084	1,437	1,592	90
1943年 6月	473	1,409	1,883	1,949	96
9月	444	1,613	2,057	2,551	81

(注) (1)浅田喬二編「日本帝国主義下の中国」(楽遊書房、昭和56年) 303頁。

(2)原資料は、支那事務局「金融関係議会参考資料」(『秋元文書』(44) 2)。

第4表 北支における日本側銀行預金貸出高

(単位：千元，%)

	横浜正金銀行		朝鮮銀行		天津銀行		濟南銀行		合 計	
	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出	預 金	貸 出
1939年	90,133		140,628							
	140,628	98,914	140,2	91,213	12,628	4,736	8,086	2,086	251,470	196,949
1940年	(35.84)	(50.22)	(55.92)	(46.31)	(5.02)	(2.40)	(3.21)	(1.06)	(100)	(100)
	139,947	170,915	222,844	148,391	20,601	6,097	7,670	3,102	370,063	328,504
1941年	(35.88)	(52.03)	(57.13)	(45.17)	(5.28)	(1.85)	(1.97)	(0.94)	(100)	(100)
	219,960	349,360	339,109	279,526	25,011	9,765	15,524	5,640	599,604	644,291
	(36.68)	(54.22)	(56.56)	(43.39)	(4.27)	(1.52)	(2.59)	(0.88)	(100)	(100)

(注) (1)東亜研究所、前掲書、497頁より作成。

(2)原資料は、興亞院華北連絡部。

このような連銀券工作は、日本軍の支配がとどく都市と鉄道沿線地域内に限定されていたが、臨時政府はさらに農村部（非区地帯）、租界において積極的に法幣駆逐工作をすすめることとした。まず農村部（地帯）においては、連銀券が浸透せず、内・外通貨性をあわせもつ法幣建が用いられており、それが天津租

界を中継して華中・華南、外国通貨とリンクしていた。そこで39（民国28）年3月、臨時政府は「旧通貨整理弁法処理要綱」を決定し、連銀券流通工作をすすめた結果、一定の地域において法幣駆逐、連銀券の流通拡大が促進されることとなった。しかしこうした連銀券工作は、連銀券の都市への環流と法幣の滯留に結果し、結局、農村地帯（北京、天津、青島、濟南、石門、太原、芝罘、山海關、徐州、開封、威海衛、秦皇島などの各都市および各都市近郊農村）への浸透は困難をきわめざるをえなかった。⁽⁸⁾

また法幣が支配する天津英・仏租界においては、法幣が外貨転換性、滙申（上海向法幣相場）を媒介とした華中・華南貿易と第3国通貨とのリンクなど、完全な貿易通貨としての機能を兼備していたため、連銀券の価値維持、流通拡大工作は容易ではなかった。朝銀は、すでに37（民国26）年1月1日、天津租界に天津旭街出張所を開設し、外國為替業務（日・満に限定）、治外法権を利用した朝銀券発行業務にあたってきたが、中連銀設立後は、前述のような「預け合制度」に基づき、連銀券の流通拡大、その価値維持をすすめる一方、円系通貨の外貨転換性を確保するために法幣の駆逐。為替集中制など、法幣通貨闘争を展開していた（第5表）。しかしながらこの闘争は、英仏の抵抗にあい、日本は39（民国28）年6月14日、ついに天津租界封鎖を断行し、連銀券通貨工作の強化をはかることとしたが、これが逆に英・米・仏勢力を背後にもつ法幣経済と華北との連携を大いにせばめることとなった。この事件を契機に、英・米・仏との外交関係は悪化し、イギリスの極東政策の転換、アメリカの日米通商条約の破棄通告（39年7月）、さらにはアメリカの輸出許可制（石油、屑鉄など、40年7月～）などを惹起させ、中国をめぐる東アジア情勢は、一段と緊迫するにいたった。こうして日本は、華北においてすら、結局連銀券による「貿易通貨」工作、すなわち外貨転換性まで実現するにいたらなかったのである。⁽⁹⁾

〔注〕

- (1) 中国側銀行（とりわけ中国・交通・河北省銀行）の出資分については、現銀が各銀行に準備・保管されていたが、その所有権の移転だけにとどまることになった（中国連合準備銀行顧問室『中国連合準備銀行五十年史』同、1944年、25頁）。

第5表 円系通貨発行高

(単位百万円)

	昭和12年末	昭和13年末	昭和14年末	昭和15年末	昭和16年末
満銀券	307	426	624	947	1,262
聯銀券	—	102	458	715	964
蒙銀券	12	36	60	93	114
軍票	—	61	73	119	163
小計	319	685	1,215	1,874	2,508
日銀券	2,305	2,755	3,679	4,777	5,979
蒙銀券	112	140	171	200	253
鮮銀券	279	322	444	581	742
小計	2,696	3,217	4,294	5,558	6,974
合計	3,015	3,902	5,509	7,432	9,477
儲備券	—	—	—	—	(百万元) 222

(注) (1)日本銀行調査局『満州事変後の財政金融史』(同、昭和23年) 372頁。

(2)原資料は、日本銀行調査局の金融資料要録(昭和20年4月編)。

- (2) 朝銀史研究会編、前掲書、540頁、朝銀史編纂委員会(東京)編、前掲書、368頁。
 なお、連銀券を媒介とした通貨工作が開始されると、アメリカが「法幣安定勘定」を設定(38年2月28日)し、つづいてイギリスも「英・中共同出資による法幣平衡基金1,000ポンド」を設定(39年3月8日)して、法幣支持を打ち出し、ここに英米の抗日通貨工作の足並がそろうこととなった(閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所、1929年、223頁)。
- (3) 多田井喜生編、前掲書、xxiv頁。
- (4) 以上、日銀調査局、前掲書、222頁、閉鎖機関整理委員会編、上掲書、224-225頁などを参照。
- (5) 桑野仁、前掲書、26~27頁、金融制度研究会『中国の金融制度』(日本評論社、昭和35年)436頁。
- (6) 朝銀史研究会編、上掲書、546、551頁。
- (7) 以上、朝銀史研究会編、上掲書、546、556、560頁、朝銀史編纂委員会(東京)編、上掲書、54、391頁、閉鎖機関整理委員会編、上掲書、165頁などを参照。
- (8) 以上さしあたり、東亜研究所『支那占領地経済の発展』(同、昭和19年)485頁、古屋哲夫編『日中戦争史研究』(吉川弘文館、昭和59年)252頁、蒙疆銀行調査課「最

近に於ける蒙疆の経済金融概況(抄録)」(昭和17年3月2日) (日銀調査局編『日本金融史資料』、昭和編、第32巻『大蔵省印刷局、昭和46年、所収』)743頁などを参照されたい。

- (9) 朝銀史研究会編、上掲書、507頁、日銀調査局編、前掲『図録 日本の貨幣 第10巻』227~229頁、古屋哲夫編、上掲書、253頁などを参照。

結 語

以上、日中戦争期にいたる朝銀は、満州事変から大東亜共栄圏の形成へと大陸膨張。南下政策をはかる軍部の要請にこたえて、満州・華北において一面で植民地金融、対日為替業務にあたることとなった。

まず、満州事変期において、朝銀は「満州国」(・関東軍)のすすめる幣制統一、日満通貨統一に協力し、植民地金融(朝銀券の軍用通貨、国庫金取扱など)、対日・欧米為替業務などにあたったが、満州興業銀行の設立により、これらの業務を満中銀、満興銀に委譲し、満州撤退を余儀なくされた。他方この間、華北に進出した朝銀は、日本陸軍の武力侵攻・分離工作の進行とともに、新たにこの方面での植民地金融(朝銀券の発行・流通拡大、朝銀券の軍用・作戦通貨、植民地銀行資金協力など)、対日・欧米為替金融など業務拡大にあたることとなった。

そして日中戦争期の初期の華北においては、朝銀は華北一帯から中国本部全体に戦域が拡大されるなかで、華北出先陸軍の要請のもとに植民地金融(朝銀券の軍用・作戦通貨、植民地銀行業務協力など)、対日・満為替金融業務などにあたったが、さらに戦争が長期持久・消耗戦と化すなかで、連銀券を媒介とした通貨工作を展開し、この調達資金をもって植民地金融(円系通貨工作)、対日・満為替金融などの業務を強力に推進するにいたった。しかし、朝銀の役割は、武力侵攻にともなう金融業務を根幹とするものにほかならなかった。したがって最終的には、とりわけ正金との対立と協調のもとに行なわれた「法幣」との通貨戦のごとき、限界を画されざるをえなかったのである。

ともあれ、以上のように朝銀は、日中戦争にいたるこの過程において、大陸膨張、南下政策を推進する日本軍部の金融的尖兵として、戦時特有の植民地金融を中心とする役割を果たすものであったといえよう。